

市区町村システムで使われている文字の現状と同定作業(案)

【現状】

①文字コード化済=同定+文字コード化(Unicode内) 21,039文字

②同定済戸籍文字 56,040文字のうち①以外の文字=同定済だが、未コード化(文字コード化はなし) 参照データとして活用

システム化の場合は、外字としてイメージ処理 ※経産省で文字コード化を検討中とのこと

③各市区町村の独自外字 のべ200万文字程度か?

【作業案】

「③各市区町村の独自外字」については、独自に同定作業が必要

○同定作業 例: のべ200万文字→20万文字程度か?

〇同定後

(i) イメージ文字で保有し、文字コードを付与

又は

(ii)字形データ化し、文字コードを付与

(注1) 各市区町村独自の外字を抽象的な字形データと捉えて同定を行い、同定結果としてできた文字 集合のフォント化作業は、アプリケーションベンダーによる内製化に委ねることが適当か。

(注2) 国民IDの議論の動向との関連

3.3.5.5 書体の著作物性

3.3.5.5.1 書(書道作品)

書体*といっても、さまざまなものがある。まず、書(書道作品)は、一般に美的鑑賞の対象となる純粋 美術として美術の著作物となりうる(前掲顔真卿自書建中告身帖事件最高裁判決、実用的利用が可能な書につき動 書II事件の東京地判昭和60年10月30日判時1168号145頁等)。

***書体と著作物の種類** 書体に共通して、それによって表現される言語の意味内容に関する創作性に着目されているわけではないので、言語の著作物の問題ではない。書体が有する形象の創作性をめぐって、主として美術の著作物との関係で議論されている。なお、書体そのものではなく、書体を作るための文字設計図の著作物性が、図形著作物との関係で争われた事件もある(岩田書体文字設計図事件)。この事件で東京地判平成5年4月28日判タ832号168頁は、ありふれた表現方法であることを理由に創作性を否定した。

3.3.5.5.2 印刷用書体 (タイプフェイス)

次に、印刷用書体が著作物に該当するための要件として、最一小判平成12年9月7日民集54巻7号2481 頁 (ゴナ書体事件) は、⑦「従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性」、及び、①「それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性」を備える必要があるとする*。⑦の「独創性」は一般に創作性の要件とされていないが、既存書体に比べた「顕著な特徴」を掲げているので、僅かな違いでは足りず、高度の創作性を求める意味にすぎない。したがって、創作性とは別の新たな要件を付加する趣旨ではない。①は、応用美術につき判例が著作物性を認める際の要件と基本的に同様である(印刷用書体は一種の応用美術である)。ただし、以上の要件に該当しうる印刷用書体は、実際には極めて稀であろう。

*印刷用書体の著作物性 その理由として、本判決は、印刷用書体について独創性を緩和し、又は実用的機能の観点から見た美しさで足りるとすると、これを用いた印刷物の出版には印刷用書体の著作者の氏名の表示及び著作権者の許諾が必要となり、これを複製する際にも著作権者の許諾が必要となり、既存の印刷用書体に依拠して類似の印刷用書体を制作・改良できなくなるなどのおそれがあり、本法の目的に反すること、印刷用書体は、文字の有する情報伝達機能を発揮する必要があるために、必然的にその形態には一定の制約を受けるが、これが一般的に著作物として保護されると、わずかな差異を有する無数の印刷用書体に著作権が成立し、権利関係が複雑となり、混乱を招くことを掲げる。

3.3.5.5.3 デザイン書体

第3に、デザイン書体であるロゴマークにつき、東京高判平成8年1月25日知的裁集28巻1号1頁 (Asa hiロゴマーク事件)は、「デザイン書体の表現形態に著作権としての保護を与えるべき創作性を認めることは、一般的には困難」であり、著作物性を認めうるとしても「当該書体のデザイン的要素が『美術』の著作物と同視し得るような美的創作性を感得できる場合に限られる」とした*。

なお、「書」以外の書体も、商品の形態として不正競争防止法2条1項3号によって対処しうるという見解も有力である。

出典:岡村久道 著『著作権法』

*デザイン書体の著作物性 本判決は、その理由につき「文字は万人共有の文化的財産……であり、また、本来的には情報伝達という実用的機能を有するものである」とした(最一小判平成10年6月25日平8(オ)1022号も本件の上告を棄却)。次に「広義の広告に用いることを目的とする応用美術に属する文字を素材とする造形表現物」である装飾文字につき、大阪地判平成11年9月21日判時1732号137頁(装飾文字「趣」事件)は「客観的に見て純粋美術としての性質も有すると評価し得るもの、すなわち、これを見る平均的一般人の審美感を満足させる程度の美的創作性を有する……もの」は、美術の著作物となるとした上、文字自体は情報伝達手段として万人の共有財産とされ、当該文字固有の字体によって識別されるから、同じ文字であれば字形が似て当然であることを理由に、「書又はこれと同視できる創作的表現として、著作物性が認められるといっても、独占排他的な保護が認められる範囲は狭」く、「著作物を複写しあるいは極めて類似している場合のみ」に複製権侵害となり、「単に字体や書風が類似しているというだけで」は複製権侵害とならず、「ましてや……翻案権の侵害を認めることはできない。」として、侵害の成立範囲を制限する。本書3.2.4.3.4で紹介したものと同様の立場である。

出典:岡村久道 著『著作権法』